

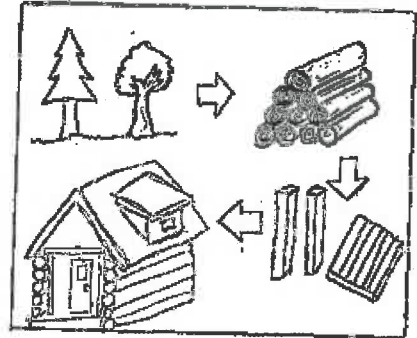
里山のめぐみ 12

みなさん、こんにちは。これまで山の手入れについてお話ししてきましたが、今月は木を使った家につまづるお話しをしたいと思います。

木造の家を建てる時に地域の木を使うと、木を伐ったり運び出したりする地域の林業や、伐り出した木材を柱や板にする製材の仕事が増えて、地域産業が元気になります。

また、自分の山の木を伐って製材したり、自分で加工して色を塗ったりした木を使って家を建てる時、一層愛着もわくのではないのでしょうか。木は、それぞれの特徴を活かした場所で使われます。例えば、しなやかで耐久性の高いスギは家を支える柱に使われ、香りの良いヒノキは壁やお風呂に使われます。また、土台や台所などには湿気に強いクリなどが使われます。

このように、木は住宅のあらゆる所に使われています。一度住宅探検をしてみませんか。意外な所に意外な木が使われているかもしれません。



木が使われるのは木造の家を建てる時ばかりではありません。鉄筋コンクリートの家であっても、床や壁などの内装や装飾、テーブルなどの家具、木が活躍する場所はいろいろな所にあります。

このように、あちこちに使用された木は、空気中の二酸化炭素を吸収していますので、木を利用することは、地球温暖化の防止につながります。自分の山や地域の山を手入れして、木を上手に使いながら豊かな生活環境を作りましょう。

◆問い合わせ先

鳥取県西部総合事務所
鳥取県振興センター
農林業振興課普及担当
0859・72・2018

軽自動車税の廃車・名義変更手続きについて

軽自動車税は4月1日現在で、町内に軽自動車などを所有している人、または法人に課税されます。4月2日以降に廃車・名義変更手続きをされた場合は、旧所有者の方(4月1日現在の名義人)に課税されますのでご了承ください。

3月末は各受付窓口が大変混雑しますので、早めの廃車・名義変更手続きをお願いします。

届出先

車種によって届出先が異なりますのでご注意ください。

①軽四輪自動車、自動二輪車(排気量が125ccを超えるオートバイ)など
鳥取県軽自動車協会
0857・28・7021

②原動機付自転車(排気量が125cc以下のオートバイ)、小型特殊自動車農業用・その他(トラクターなど)
役場税務課または各支所総合窓口室
0859・54・5208

◆問い合わせ先 税務課

0859・54・5208

特定(産業別)最低賃金が改正されました

①鳥取県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金

平成28年12月22日から時間額764円に改正。

②鳥取県各種商品小売業最低賃金

平成28年12月17日から時間額718円に改正。

(「鳥取県最低賃金」は平成28年10月12日から時間額715円に改正)

◆問い合わせ先

鳥取労働局労働基準部賃金室
0857-29-1705

平成29年度 大山町特定新規学卒者就職促進奨励金

このたび中学校・高等学校・専門学校などを新規に卒業される方のうち、身体障害者手帳を持ち、就職される方などに、次のとおり就職促進奨励金を支給します。

◆支給額 25,000円

◆手続期限 4月28日(金)

◆対象者 次のいずれかに該当する方(保護者または世帯主が大山町内に住所がある方)

○身体障害者手帳・療育手帳をお持ちの方

○社会的事情により就職が著しく阻害されている方

◆申請先 人権・社会教育課 人権推進室

※申請用紙は、本庁総務課、各支所総合窓口室にも置いてあります

◆必要な物

○印鑑

○身体障害者手帳など

○雇用証明書など

◆問い合わせ先 人権・社会教育課 人権推進室
0859・54・2286